

医療法人事業報告書等届

令和7年1月24日

静岡県知事 鈴木康友 様

医療法人の名称

医療法人社団 五月会

主たる事務所の所在地

静岡県富士市比奈

代表者の氏名

1296番地の11
森田 敏宏

令和5年度

36期

の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書



[別紙]

様式1

事業報告書
(自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 五月会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県富士市比奈1296番地の11
- (3) 設立認可年月日 平成元年3月4日
- (4) 設立登記年月日 平成元年3月4日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	森田 敏宏	診療所管理者
理事	関谷 繁幸	
監事	鈴川 尚子	

2. 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	清水内科医院	2212310276	静岡県富士市比奈1296番地の11	0床

(2) 附帯業務 該当なし

(3) 収益業務 該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年12月22日 令和4年度決算の決定

令和5年12月22日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

令和6年9月30日 理事の解任

様式2

法人名 医療社団法人 五月会

※医療法人整理番号 0 0 1 3 0

所在地 静岡県富士市比奈1296番地の11

財産目録
(令和6年10月31日現在)

1. 資 産 額	98,268 千円
2. 負 債 額	122,135 千円
3. 純 資 産 額	△ 23,867 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	75,616
B 固定資産	22,652
C 資産合計 (A+B)	98,268
D 負債合計	122,135
E 純資産 (C-D)	△ 23,867

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療社団法人 五月会

※医療法人整理番号 0 0 1 3 0

所在地 静岡県富士市比奈1296番地の11

貸 借 対 照 表

(令和6年10月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	75,616	I 流動負債	4,397
II 固定資産	22,652	II 固定負債	117,738
1 有形固定資産	16,286	負債合計	122,135
2 無形固定資産	5,093		
3 その他の資産	1,273		
資産合計	98,268		

純資産の部	
科 目	金 額
I 資本金	8,000
II 資本剰余金	2,000
III 利益剰余金	△ 33,867
純資産合計	△ 23,867
負債・純資産合計	98,268

様式4-2

法人名 医療社団法人 五月会

※医療法人整理番号 00130

所在地 静岡県富士市比奈1296番地の11

損 益 計 算 書
(自 令和5年11月1日 至 令和6年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	117,597
2 事業費用	108,183
事業利益	9,414
II 事業外収益	5,438
III 事業外費用	3,203
経常利益	11,649
IV 特別利益	0
税引前当期純利益等	11,649
法人税	71
当期純損失	11,578

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 五月会
理事長 森田敏宏 殿

私は、医療法人社団五月会の令和5会計年度（令和5年11月1日から令和6年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年12月25日
医療法人社団五月会
監事 鈴川 尚子